

## ■『耐震建替事業』補助の流れ

申請者で行っていただく内容

補助金交付申請等の手続き

市（建築課）での処理

### 2.耐震建替事業を行う業者の選定

耐震建替事業を依頼する業者（設計、解体業者、新築工事業者）を選定し、設計、解体工事、新築工事の見積りを依頼して下さい。

### 1.事前相談

補助対象となる住宅であるか確認しますので、建物の概要（所在地・建築年等）、耐震診断結果のわかる書類を準備いただき、事前に市（建築課）に相談してください。

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅が対象です。

### 3.補助金交付申請

申請書及び添付書類を市（建築課）に提出してください。  
必ず、耐震建替事業を行う前に申請してください。

#### 【申請書】

「補助金交付申請書（様式第1号）」

#### 【添付書類】

- (1)当該住宅の付近見取図、平面図
- (2)所有者及び建築（又は着手）年月日がわかるもの（登記事項証明書等）
- (3)当該住宅の所有者及び申請者の住民票
- (4)申請者と補助対象住宅所有者の関係が確認できるもの（申請者が補助対象住宅所有者と異なる場合、戸籍等）
- (5)耐震診断結果が確認できるもの
- (6)見積書等の写し
- (7)耐震改修等計画書（様式第1号別紙1）
- (8)補助金申請額の計算表（様式第1号別紙2）
- (9)申請者及び住宅所有者の市税の滞納がない旨を証明する書類（納税証明書）
- (10)その他市長が必要と認める書類

### 5.耐震建替事業の契約

耐震建替事業を依頼する業者（設計、工事等）と契約に必要な書類を取り交します。

### 6.耐震建替事業の着手前の確認

**【設計】**  
新築住宅において建築基準法第6条第1項による確認申請を要しない場合、同法第20条第4号に適合しているか否かの確認をします。新築工事着手前に、軸組計算（必要壁量・設計壁量）、耐力壁の配置等の図面を建築課にて確認を受けて下さい。

### 7.耐震建替事業の実施（解体・設計・新築工事）

### 8.工事代金の支払い

耐震建替事業が完了したら、契約に基づき業者（設計、工事等）に代金を支払い、領収書を受け取ります。

### 9.完了実績報告書の提出

耐震建替事業が完了したら、速やかに完了実績報告書を提出してください。

#### 【報告書】

「完了実績報告書（様式第5号）」

#### 【添付書類】

- (1)解体工事の着工前写真、完了写真及び施工状況写真及び、新築工事に係る施工状況写真、完了写真
- (2)新築住宅に係る建築基準法第7条第5項による検査済証の写し、確認申請を要しない場合にあっては、同法第20条第4号に適合していることが確認できる図面等
- (3)新築工事に係る省エネ基準に適合したことが確認できる図面、計算書等
- (4)耐震建替事業に係る契約書の写し
- (5)耐震建替事業に要した費用の領収書の写し
- (6)その他市長が必要と認める書類

### 11.補助金の請求

「補助金等交付請求書（様式第7号）」を提出してください。

### 4.補助金交付決定通知書の送付

申請内容を確認し、補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付します。

### 10.補助金確定通知の送付

完了実績報告書の内容を確認し、補助金の交付が確定しましたら、「補助金等確定通知書」を送付します。

### 12.補助金の振込み

請求書を提出いただきましたら、補助金を申請者の指定口座へ振込みます。